

第2章

家族共同体と土地利用協同

はじめに

タイの農業生産は、その大部分が家族経営によって担われている。そのことは、人々が家族を単位として生産と生活のための要素を調達・結合し、成果を用いて生活の再生産を確保していることを意味する。このような再生産は、世代を超えて繰り返されいかねばならないから、そこには文化的、社会経済的環境に規定された固有のパターンをもつ家族周期が現れる。タイ農村の場合、住民の生産と消費が基本的に個別世帯を単位としてなされながらも、世帯を分けた親と子が一つの集団を作りて相互扶助関係を維持するところに特徴があるとされてきた。そして親が死亡する頃には、子供たちはその子供と同様の集団を作る。こうして親子の世帯群が生成・消滅を繰り返すことで、世代を超えた再生産の継続が確保される。そこで本書では、この世帯群を「家族共同体」と呼ぶことにしよう⁽¹⁾。

以上のような家族周期が円滑に進むためには、共同体を構成する世帯間で協同的な経済資源の移動が起きねばならない。したがって、家族共同体における資源移動のあり方を検討することは、タイ農村の人々の再生産をもつとも基礎において支える世帯間協同の特色を明らかにすることである。ところで協同的に移動される資源のうち、家族共同体においてほぼ固有にみられるのは、土地である。

これまでも、土地に関する親子、キョウダイ世帯間の協同についてはいく

つかの研究がなされており、家族周期のパターンにしたがってどのような形の協同組織が現れるのかは、ほぼ明らかになっている。このように近親の世帯が相互扶助をおこなうこと自体は、タイのみならず普遍的にみられる現象であろう。問題はそのような協同の精神がある特定の形をもって現れるのは何故かということである。そこに家族のおかれた社会の特色が反映するであろう。ところがタイの親族世帯間に起こる土地利用協同組織については、そのような問題意識をもって考察がなされることはほとんどなかった⁽²⁾。

そこで本章では、このような土地利用協同組織の形成要因に焦点をおきながら、近親親族世帯における協同のメカニズムを明らかにしたい。この協同組織にはいくつかのバリエーションがあるが、それらは単に伝統的な、あるいは慣習的な家族周期から自動的に導かれるようなものではなく、親と子の各世帯の経済的な必要に応じて形成されるものである。そのことは、協同組織の現れ方がその外部条件によっても規定されることを意味する。したがって、外部条件の歴史的変化とともに、組織の現れ方にも変化が起きている可能性がある。このような協同組織の変化は、その基盤となる家族共同体のあり方の変化を示唆するものであろう。

第1節 家族周期と土地資源移動

1. タイ農家の家族周期

これまでいくつかのタイ農村研究において、農家の家族周期が調査されてきた [水野1981] [Anan 1984: 134-138] [Amyot 1976: 48-49] [Piker 1983: 57]。そこにはほぼ共通してみられるパターンは、次のようなものである。

まず夫婦と未婚の子供からなる核家族を想定して、それを出発点とする。子供が結婚すると、夫婦どちらかの親と同居するのが普通である。その際、妻方の両親と同居するパターン(matrilocal)が優勢であるが、夫方同居(patri-

local) も逸脱とは見なされない。例えば婿入りをすると夫方の親を扶養するものがいなくなるといった事情があれば、夫方同居が選ばれる。ただし、調査村によっては夫方居住が優勢というところ[清水、北原1987: 269]、妻方夫方両方に一定期間同居していたところ[Moerman 1968: 107]、あるいは即新居をもつこと(neolocal) が望ましいとされていたところ [Sharp et al. 1953: 78]、結婚後2~3カ月は夫が妻方同居しながらも、昼間は自分の親の世帯で農作業を続けるところ [Maniwan 1981: 45] なども、報告されている。いずれにせよ新居制をとる場合を除いて、この段階では親と未婚の子供、および結婚した子供夫婦(とその子供)からなる拡大家族が現れる。

さらに別の子供が結婚して同居をする頃には、先の同居子は配偶者、子供とともに独立した世帯を形成する。したがって拡大家族をなす親の世帯と、そこから分離して核家族の体をなす子供の世帯とが現れる。ただしこの世帯分離の順番も、必ずしも結婚順あるいは年齢順となるわけではなく、先に結婚した子供が同居を続け、後から結婚した子供が同居をせずに世帯分けをすることもよくみられる。

このように子供の結婚、同居子の世帯分けという過程が繰り返され、最後に残った子供が結婚すると、親を死亡するまで扶養する。上述したようなもっとも頻度の高いパターンをたどれば、末娘が親の扶養にあたることが多くなる。これで家族周期の1サイクルが終了し、それぞれの子供世帯が上記のサイクルを繰り返していく。

以上のパターンは、主に1960年代から80年代初めに調査された家族周期から描かれた平均像である。したがってそれはこの時期の社会経済的条件に規定された姿であろう。この時期以前の土地が豊かな環境下や、あるいはこの間に急速に変化した環境のもとでは、家族周期が異なったパターンをたどっていた可能性がある。例えば中部タイでは、開墾余地があった時代と土地無し世帯が多くなった時代に新居制が多く、その中間の時期に親との同居制がとられた、という指摘がすでになされている⁽³⁾。さらに就業構造の変化がインパクトをもたらしている可能性もある。例えば、青年の都市への出稼ぎが一

般化している今日、結婚しても同居せず、そのまま都市に住むものも多くなった(neolocal化傾向)。同居子がない老人世帯も、今やそれほど例外的な存在ではない。

2. 土地資源の移転

前項で述べた家族周期がスムーズに進むためには、親子間での経済資源移動が必要である。まず子供が親から世帯を分離し、家計において独立の意思決定権を得たときに、生活を支えるための労働対象=土地が必要となる。子供が土地をまったく独立で入手することもありうるが⁽⁴⁾、多くの場合、生産力の低い家族周期段階にいる子供の世帯に対して、親がその農地へのアクセス権を与えるのが普通である。このとき、(1)子供に農地の独立の経営権を与える、親との共同経営に参加させる、(2)農地の経営権のみ与えて、所有権は親が保持する、(3)所有権を与えてしまう、という三つの方法が存在する。

一つめの方法においては、子供の世帯が親の農地を親と共同で経営する形をとる(以下「共同耕作」と呼ぶ)。子供が世帯分けして間もない時期には、しばしばすべての部門で共同耕作がおこなわれるが、しばらくすると子供の世帯も独立の経営部門をもつ。したがって親子の世帯は、それぞれ独立で経営する部門と共同耕作を組み合わせた経営形態をとる。この場合、共同耕作の形が長くとられるのは稲作部門であることが多いようだ。トン村の場合、所有農地のうち共同耕作されている農地面積の比率を種類別にみると、稲作22.5%，畑作(タピオカ作)6.4%，大豆作9.0%となっていた。ターカーム村でも共同耕作は稲作のみにみられた。これはタピオカ作や大豆作が販売目的になされており、収穫物(収益)の分配に公平を期すのが難しくなるためと思われる。とくに大豆作では栽培管理の良不良が収穫に影響するので、投下した労働量をも考慮して、不満のない分配をすることは難しいであろう。逆に稲作の場合、東北や北部では飯米用に確保されることが普通なので、収穫物を親の米倉に保管して、共同耕作参加世帯がそれぞれの必要に応じて消費す

ればよい。ただし稻作の場合でも、各世帯の独立性が高まると、収穫物をあらかじめ合意した割合で分配する場合もある⁽⁵⁾。

また経営管理が共同でなされるとはいっても、ある程度の分業がある。トン村での聞き取りによると、子供が若い時期には、田植えの開始や投入要素（肥料や賃労働）の入手に関する意思決定をもっぱら親がおこない、耕起や日常の水管理の責任を子供がもつようになっている場合が多いようだ⁽⁶⁾。このように共同耕作の状態にあるとき、親と子は世帯と家計を分離していても、生産において一つの経済単位を形成している。そのため生産活動において、世帯間の日常的協同関係がみられることになる。

共同耕作は、東北、北部で多くみられ、それぞれ現地語でヘット・ナム・カン (het nam kan), イア・トゥアイ・カン (yia tuai kan) と呼ばれる。中部タイでは、筆者の知るかぎり次の2例が報告されているのみである⁽⁷⁾。一つは中部タイ下部にあるバーンクアッド村の1940年代末の事例である。53年にこの村を調査したカウフマンによると、かつて未開の林地が多かった時代には、子供夫婦は親との1年ほどの同居期間の間に、林地を開墾して自分の農地を確保した。ところが人口に対して土地が不足してきたため、子供夫婦が妻の両親と共同作業する期間が長くなった。その際、親の家屋が大きければ同居するが、小さい場合には、同じ屋敷地の中に小さな家を建てて住んだ [Kaufman 1977: 29]。もう一つは、ケンプがピサヌロークの調査村について報告しているものである [Kemp 1982: 108]。

(2)の方法は、いわば経営の受委託関係が、親と子の世帯間に成立するものである（以下「経営受委託」と呼ぶ）。親は農地の所有権を子供に相続せず、利用権のみをまず与える。農地の経営は基本的に子供の世帯によって単独でなされるが、農地の所有を介して子は親の世帯と結びついている。すなわち経済的再生産に不可欠の土地を、親が子に供給するという協同行為が存在している。

この経営受委託には、経営成果の分け方で2通りがある。一つは経営成果をすべて受託者である子供の世帯が取り込むもので、タイ語でハイ・タム・

キン (hai tham kin, 中部タイ), あるいはハイ・ヘット・キン・スースー (hai het kin sue sue, 東北タイ) などと呼ばれるものである（直訳すると、「ただで作らせる」というような意味）。そこでこれを「無償経営受委託」と呼ぶことにする。世帯分け直後からこの関係が始まる場合もあれば、共同耕作の後、この関係に移行する場合もある。

もう一つのタイプは、子供が土地所有者たる親に何らかの形で地代を支払うものである。これは一見、農地賃貸借のようでもあるが、委託された農地が、たいていの場合、最終的に子供の所有地として相続される点が決定的に異なる。また後で詳しくみるように、経営管理や経営成果（責任）の負担の仕方において、賃貸借とは異なる点がある。そこでこれも一種の家族共同体による協同関係の一つと考え、「有償経営受委託」と呼ぶことにする。

以上の二つの経営受委託は、地方によって分布の状況に違いがみられる。東北タイでは無償経営受委託がごく一般的にみられ、逆に有償のものはほとんどみられない。中部や北部では無償と有償の両方がある。

以上二つの方法に対して、所有権を与えてしまう場合には、これによって親子の世帯間に土地をめぐる関係がなくなるようにみえる。また土地所有権の移転は、親の死亡を契機としたり、親が高齢になってなされることが多いため [水野1981: 100] [Anan 1984: 212] [Kemp 1976: 171]、これをもって家族共同体の解体とみる立場がある。しかし実際には早い時期から所有権を委譲される子供もある。とくに中部タイでは、結婚や世帯分けと同時に所有権を委譲している例が多いという報告がある。例えばアユタヤ県バンノーアイ村では、結婚と同時に土地の所有権を得た夫婦が12組、利用権のみを得たという夫婦は7組であった [Piker 1983: 87-88, Notes b]。ナコンパトム県ランレーム区でも結婚時ないし世帯分け時に、夫方ないし妻方の親から農地相続を受けたという農家は31世帯であり、両親老齢時や親の死を契機として受けた農家39世帯と大差なかった⁽⁸⁾。

確かに所有権の移転が完了したときに、親子の世帯間には土地の所有利用関係はなくなっているから、世帯間の経済関係が希薄になるのは当然であろ

う。また所有権を分けたということは、親子それぞれの再生産が確保できる見込みが立ったか、あるいは所与の条件のもとで最善の土地配分が完了したことを意味する。したがって子供が親とキョウダイとからなる共同体に依存する必要性も、小さくなっている。しかし所有権を得た子供が、キョウダイに農地を無償委託するケースがあるし、農地の売買に際しては、親キョウダイにまず話をもちかけることが望ましいともされる。これらから、所有権分割後にも、血縁関係に基づく何らかの社会的規制が存続している、と考えられる（後述）。

以上のように、家族共同体の内部での土地資源の移動過程で、(1)共同耕作、(2)無償経営受委託、(3)有償経営受委託という三つの協同関係が現れることがわかった。これらの量的比重を示す統計はないので、筆者の調査村について集計してみよう（表2-1）。これから明らかなように、東北タイのトン村では、経営地のある農家の約6割が農地の無償受委託関係をもち、また30%近くが共同耕作をおこなっていた。これに対して北タイのターカーム村では、共同耕作をおこなう世帯と無償受委託のある世帯はやや少ないが、逆に有償の農地受委託関係をもつ世帯は多くなる。中部タイのアントン県内調査村では、共同耕作は皆無で、無償の農地受委託関係も少ないが、逆に有償のケースは他の2村よりも多くなっている。

表2-1 定着調査村における農地利用協同関係をもつ世帯数
(単位:戸、かっこ内%)

	トン村 ¹⁾	ターカーム村	アントン県内調査村
共同耕作	87 (28.1)	10 (14.9)	0 (0.0)
無償受委託	181 (58.5)	21 (31.3)	16 (12.0)
有償受委託 親子	1 (0.3)	12 (17.9)	16 (12.0)
キョウダイ	5 (1.6)	0 (0.0)	18 (13.5)
経営地のある世帯数	309 (100.0)	67 (100.0)	133 (100.0)
調査農家総数	318	104	264

(注) 1) トン村の共同耕作中、77戸が親子ないしキョウダイ間のもの。他はその他の統柄。

(出所) 筆者調査（1989～94年）。

土地資源の移転にみられる三つのパターンは、実は家族周期に対応して現れるものでもあった。すなわち一般的には、まず共同耕作ないし経営受託の形での土地資源移転があり、その後、家族周期の終了頃に所有権の移転が起きるとされた。ただし実際には、この過程は耕地ごとに進むから、子供世帯の経営農地の中に、共同耕作地、経営受託地、所有地のいずれか二つ以上が同時に存在する場合がある。これを、トン村の事例で確認しておこう。表2-2は、子供の世帯が農地の利用権、所有権を獲得していく程度に準じて、農地の所有利用関係を細分類し、世帯主の年齢分布をみたものである(ただし直系親族間の移転のみ)。

この表によると、親の農地での共同耕作のみをおこなう世帯に比べ、一部に委託を受け、さらに所有権をもつ世帯の方が、世帯主の年齢分布が高いことがわかる。例えば共同耕作地しかない子供の世帯(類型I)16戸のうち、15戸までが30歳代以下であるのに対し、経営受託地のみの世帯(類型V)では、

表2-2 トン村世帯の直系親族世帯間農地所有利用関係の類型と世帯数

類型	類型分けの基準			世帯主の年齢による世帯数分布						合計
	共同耕作	経営受託	所有地	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上		
I	○	×	×	5	10	1	0	0	0	16
II	○	○	×	5	7	4	2	0	0	18
III	○	○	○	1	3	2	0	0	0	6
IV	○	×	○	0	0	2	0	3	5	
V	×	○	×	5	19	12	3	2	41	
VI	×	○	○	1	15	11	7	7	41	
VII	×	×	○	2	20	33	47	66	168	
VIII	×	×	×	2	6	4	5	3	20	
合計				21	80	69	64	81	315	

(注) (1) ○×はその農地所有利用関係の有無を示す。例えば類型Iは、共同耕作はあるが、親から農地の委託も、所有権も受けていないタイプ。

(2) 家屋は分けたが家計が同一と思われる3ケースを除いた。

(出所) 筆者調査。

41戸のうち40歳代以上が17戸あった。さらに所有地のみの世帯（類型VII）では、50～60歳代以上が3分の2を占める。また共同耕作地のある類型（類型IからIVまで）を他の類型と比較すると、世帯主の年齢が相対的に若いことがわかる。

しかし同時に、同じく30歳代でありながら、共同耕作のみの世帯もあれば、農業経営をすべて受託しているもの、あるいは所有権もすべて有しているものもあることがわかる。あるいは共同耕作のある世帯の中には、世帯主が40歳代以上になっても農地の一部で共同耕作をおこなっている世帯が14もある。要するに、土地に関する権利の移転は、おおむね共同耕作→経営委託→所有権移転の形をとって進むが、世帯によってこの順序を踏襲しないケースもかなりあり、またそれぞれの段階の継続期間にも違いがみられるのである。

以上この節では、タイの農家がその家族周期にしたがって形成する共同体の中で、どのような協同が起きるのかを、土地という経済資源に焦点を合わせて概観した。その結果、地方によって協同のパターンが異なり、また同じ村の中でも世帯によってパターンを異にすることがわかった。

このようなバリエーションが何故存在しているのであろうか。一つには家族の「るべき姿」を規定する文化の差異が考えられる。とくに地方差にはこれが反映している可能性があろう。しかし同じ村の中の世帯による違いを文化によって説明するのは無理である。むしろ個々の家族共同体が有する経済的条件に規定されていると想定すべきであろう。このような違いをもたらした理由を一つひとつ明らかにすることにより、タイ農村の人々が家族共同体の中でおこなう協同の論理や協同の形を規定している要因を知ることができよう。以下の二つの節では、各々共同耕作と経営受委託をとりあげて、協同の形成要因を詳しく検討することにしたい。

第2節 共同耕作の形成原理

1. トン村における共同耕作の事例分析

すでに述べたように、子供が親から世帯分けした後、共同耕作をおこなうか否かは、世帯によって違いがあった。そこで先の表3-2に掲げたトン村の事例をもとに、なぜある世帯は共同耕作をおこない、ある世帯は世帯分け後すぐに農地の委託を受けるのか、考えてみたい。トン村において直系親族の所有地で共同耕作をする世帯は45戸あったが、そのうち複数の子供世帯が同じ農地で共同している場合と、親子各々の世帯が所有地を提供しあっている場合に生じる重複を除き⁽⁹⁾、キヨウダイ間の共同耕作事例を加えると、トン村での近親世帯間の共同耕作は合計36ケースになる。それらについて、形成理由を分類すると以下のとおりであった（〔 〕内はケース数）。

- A：親の世帯に家族労働力の不足が生じた [16]。
- B：子供の世帯に労働力不足が生じた [3]。
- C：農地相続が保留状況にあり、分割できない [4]。
- D：農地の不足で分割できない [1]。
- E：農地の購入にともない、子供にも支払いを共同負担させるため [2]。
- F：収入面で近親の世帯を扶助するため [4]。
- G：世帯分けした子供世帯にまだ経営能力がない [5]。
- H：理由不明 [1]。

以下ではそれぞれの類型の典型的なケースについて解説をおこなうが、すべてのケースについての詳しい情報は巻末の資料Cを参照されたい。

A. 親の世帯に家族労働力の不足が起きているケース

親の世帯で労働力不足が生じるような事態を引き起こした原因の主なものは、次の三つである。一つは子供の労働力が農外に（そしてしばしば村外に）

流出する傾向が強まつたこと。二つは、結婚・同居した子供夫婦が、他のキヨウダイの結婚・同居を待たずに世帯分けしてしまう傾向がでてきたこと。そして三つめは、同居している子供（とくに労働力として期待される青年男子）に、農業労働に対する忌避感が起きていること、である。

まず主に第1の理由から共同耕作が形成された典型例として、次の事例があげられる。

事例A-1：世帯番号No.10には10人の子供があり、そのうち7人が娘であった。ところが長女と次女は結婚前にバンコクへ出て、家庭もバンコクにもった。三女は村で結婚し、1年の同居後、村内に世帯分けした（No.119/1）。四女は他村の夫の父母と同居し、五女はこれもまたバンコクへ出たきりである。六女は結婚後同居せずコンケン市に住む。末娘はトン村に居住するが、夫方の両親と同居した。男子のうち2人はトン村内に住んでいるが、いずれも妻方の親と同居した。こうしてNo.10の場合、7人の娘のうち4人までが都市に流出したため、世帯内に娘とその夫の労働力を継続的に確保できなかつた。そこで村内に世帯分けした三女と耕作を共同でおこなっている。ただし、この娘の夫も政府機関に雇われており農業労働力不足があるため、トン村に住む息子の世帯1戸が共同耕作に加わっている。

第2の理由の典型例は、次の事例であろう。

事例A-2：No.132には3人の娘がいたが、長女は20歳で結婚すると1年で世帯分けてしまった。そのため親の世帯には親と未婚の娘2人が残るのみとなり、労働力不足となつたのである。もちろん、親は屋敷地を与えないことで、子供の早い世帯分けをある程度抑えることができるはずだが、この例の場合、娘夫婦は夫の親の屋敷地内に自分たちの住居を建ててしまった。

後で詳しくみるように、かつてこの村では、親と同居する子供夫婦は別の子供が結婚・同居するまで同居を続けるべきである、という規範意識があった。A-2のようなケースは、この規範が崩れてしまっていることを示している。

第3の理由から労働力不足が起きた例としては、次のケースがあげられる。

事例A-3：No.116は55ライ（約8.8ヘクタール）の農地を所有する大規模農家である。9人の子供のうち長女が結婚して世帯分けした時点では、長男、次男が農業労働をおこなっていたため、長女は世帯分けと同時に農地の分与を受け、共同耕作をおこなう必要はなかつた。ところが、長男が他出し、次に次男が結婚して村内に家を構えると、残つた6人の未婚の子供たち（うち15歳以上

の男子3人)の中に農業に意欲のある者もなく、親の世帯は労働力不足に陥った。そこで次男の世帯には農地を分けず、共同耕作をおこなっている。

このケースにみられるように、同じ親の子供でも、世帯分けと同時に土地分与を受ける者と、そうでない者がいる。その違いを決めてているのは、子供の世帯分け後、親の世帯に労働力が十分あるか否かであった。もし労働力不足が起るならば、親世帯は世帯分けした子供から労働力を引き出す手段として共同耕作を用いる。次はそのような意識が明瞭に語られたケースである。

事例A-6：No.25には9人の子供がいたが、存命中の6人のうち3人は他出、2人は村内に世帯をもち、残り1人は結婚したばかりで親と同居している。また死亡した子供の息子(13歳)が同居している。66歳の父親(目が不自由なため農作業はできない)は、まだ子供に分与していない27ライの天水田を在村の子供2世帯と共同で耕作しているが、もしこの農地を分与してしまうと、子供たちが自分の面倒をみなくなると恐れていた。この共同耕作は、もし先に結婚した子供の1人が父親と同居を続けていれば起きなかつたであろう。父親は子供の扶養行為を引き出すための誘因として、最後の未分与耕地を利用している(巻末の資料Cの事例A-12でも同様の判断が働いているように思われる)。

これら以外にも、たまたま同居していた娘の夫が死亡あるいは離婚したという偶然的要素によって労働力不足が発生した例もみられる(A-13から16)。しかし、親の世帯での労働力不足の原因は、社会経済的条件の変化によってもたらされた農家労働力の農外、村外への流出や、若い世代の意識変化(早期世帯分け志向や農業労働忌避)といったところに求められる場合の方が、圧倒的に多いのである(A-1から12)。

B. 子供の世帯での労働力不足

一方、子供の世帯の労働力不足はどのような原因によって引き起こされているのであろうか。これは3ケースしか存在しなかつたが、うち2ケース(B-1, B-2)は夫がコンケン市や他県で働いており、もう1ケース(B-3)は子供の世帯が雑貨店を経営していて、農業労働力に不足が生じたというものであった。ここでも農外就業が労働力不足発生の基本要因となっている。

C. 農地の分割相続が保留状況にある

上述のAおよびBのタイプの共同耕作は、主に家族労働力の面での変化からもたらされたものであった。しかし、トン村をとりまく環境変化は、土地の面でも共同耕作の新たな形成要因をもち込むことになった。すなわち、共同耕作をおこなう農家世帯の中に、農地の希少化が契機となって共同耕作をおこなっている事例がみられた。その一つの現れが、農地分与とそれに続くであろう相続をめぐる近親間の利害対立ゆえに、分割を保留し共同耕作をおこなっているというものである。その典型例として次の事例をとりあげる。

事例C-1：No.52の夫婦には10人の子供があるが、農地は娘（6人）にのみ相続するつもりでいる。このうちトン村在住の長女にはすでに農地を分与しており、残り21ライの天水田がトン村に住む娘2人の世帯（No.75, 234）と共同で耕作されていた（1989年3月時点）。残り3人のうち1人は結婚して親と同居中。もう1人はトン村内に住むが、何故かこの共同耕作に加わっていない。残りの1人はバンコクに出たきりで、音信不通であった。もしこの農地を、まだ農地を分与されていない娘に均等に分けることになれば、現在共同耕作に参加している娘世帯の取り分は当然減ることになる。例えばこの共同耕作においてもっと多くの労働力を投入しているNo.75は、現在収穫の4割弱を得ているが、農地が4分割されると25%に取り分が減ってしまう。しかも親はバンコクに出た娘にも分与を与えるなくてはならないと考えていた（おそらく戻ってきて相続権を主張した場合のトラブルを回避するためであろう）。そうなると5分割されることもありうる。そのため農地の分与をめぐってキョウダイ間で思惑の違いが生じていた。それを感じていた老夫婦は、農地分与方法の決定を引き延ばし、共同耕作のままにおいたのだった。しかし夫婦は筆者の調査後まもなく、ついに決断を下した⁽¹⁰⁾。それはこの土地を5分割し、No.75にはバンコクへ行っている娘の分も耕作させるというものであった。こうしてNo.75は以前とほぼ同量の取り分を確保できたのである。

農地を分割したことでNo.52の共同耕作は終了したのであるが、この共同耕作が続けられていたのは労働力の問題というよりも、希少資源となった農地の分与上の困難が原因であった。このような問題があるときに、農地を共同耕作のもとにおいて特定の子供に占有意識が生じないようにするということは、次の三つの事例にも見いだせる。

事例C-2：No.137の妻SI（94歳）は、かつて同居していた長女と24ライの

天水田を耕作し、この長女が死亡するとその孫娘にあたるNM夫婦と耕作を続けていた。しかしこのNM夫婦も死亡して、SIと同居するのは8歳との曾孫と目の不自由な四女KG、及びバンコクから戻ったばかりで農業する意思のない50歳の息子であった。したがって24ライの耕作に必要な家族労働力が不足しているわけであるが、この24ライを管理するために、SIはトン村在住の子供世帯（No.71/1, 139, 196）とKGの娘世帯（No.314）の4世帯に共同耕作をさせている。SIによれば24ライは曾孫とKG、そして南タイに居住している五女の3人に分け与えられるべきものである。つまり耕作者と相続予定者がまったく一致していないことになる。SIはこの24ライの分割についてもめごとが起きるのをおそれて、共同耕作という形で農地を管理しているという。

事例C-3：相続の対象外と思われていた息子が突然帰郷してNo.91に同居し、農地相続を要求したために、農地の分割方法をめぐって合意ができず、とりあえずトン村内に世帯を分けた息子（No.91/1）と共同耕作にしている。なお、No.91と同居中の息子は健康上の理由から農作業ができず、土地を受け取ってもそれを生産的に利用するとは思えないが、所有権は確保しようとしている。No.91/1が所有権を得ていないためその息子のNo.305も土地分与が受けられず共同耕作に参加している。

事例C-4：No.77の経営する土地は同居する母親が所有者であるが、未だにその分与方法を決定していない。そのため、子供はすでに世帯分けした娘（No.327）へ分与するわけにもいかず、No.77とNo.327の共同耕作になっている。

一度農地を分与してしまうと、たとえ所有権を与えていなくても、耕作者から農地を再び取り上げて配分し直すことには抵抗がともなう。そこで、分与方法のはっきりしない農地についてはとりあえず共同耕作にしておく、という判断がなされているようだ。地価が上昇し、農地を所有すること自体が価値をもつようになった現在では、親がそれをどのように分割するかが、子供たちの経済的基盤を決定する。それだけ農地分与をめぐる利害対立から、分与の保留にともなう共同耕作が起こりやすい条件ができてきているといえよう。

D. 農地の不足のため分割方法を決定できない

農地の絶対面積が小さいので分けられない、ということを共同耕作の理由にあげたのは1例のみであった。

事例D-1：No. 143/1は5ライの溉灌田と6ライの畠地しかもたず、3人の娘に対する分与方法を決めていない。そのため世帯分けした長女夫婦との共同耕作になっている。このケースの場合、親の世帯には次女とその夫が同居しているから、労働力不足は考えにくい。また、分与のうえで何らかの利害対立があるのかも不明である。

E. 農地の購入にともなう支払い義務の共同負担

このケースでは、最近農地を追加的に購入したが、その支払いが済んでおらず、将来その農地の一部を相続するであろう子供の世帯と共同耕作して、余剰を支払いに充てている。親は、もし子供に分与してしまうと子供の世帯が支払いに協力するかどうかわからないと判断し、共同耕作をおこなっている。この類型にあてはまる二つのケースでは、それぞれもとの所有水田面積が4ライ、5ライと少なく、Dの事例と同様の問題を抱えていたため、追加購入に至ったのである。

F. 収入面での近親の扶助

何らかの事情で所得に不足をきたした近親世帯の扶助を、共同耕作形成の理由としてあげたケースがあった。そのすべてが、数年続きの旱魃がきっかけとなっていた。すなわち、すでに子供に分与していた天水田が旱魃により収穫不能になったため、親やキョウダイが経営している別の農地(例えば溉灌田)で共同耕作させることで、収穫の一部をとらせるのである。

事例F-2：このケースでは、すでに天水田の分与を受けていた娘世帯(2世帯)が旱魃のため十分な収穫を得られなかった。そこで、親が他の娘に分ける予定であった溉灌田を共同耕作に供している⁽¹¹⁾。またこの姉妹の天水田は隣接しているが、旱魃のため土地の低い部分しか水がない状況になっていた。そこで水のある部分を使って姉妹の世帯は共同耕作をおこない、収穫を分けている。ただしこの天水田の共同耕作は、雨の十分に降った1989年作ではおこなわれなかつた。

G. 世帯分けした子供世帯にまだ経営能力がない

この類型は子供夫婦が、世帯分け後間もないために、農地分与がまだおこなわれていないというものである。子供の世帯に経営能力がないことを共同耕作の理由にあげた親もあった。共同耕作は子供の世帯分け直後に開始されるケースが多いために、これまでもっぱらこの類型が主要なタイプと思われてきた[武邑1990: 316] [重富1995a]。しかしトン村の事例をみるとかぎり、その数は少なく、またいざれもまもなく分割するとしており、極めて短期的な性格をもっているようである。

以上に掲げたトン村世帯の共同耕作は、いずれも近親世帯の農業経営体としての再生産に何らかの経済的困難が発生したために形成されている。そのような経営経済上の問題をもたらした要因の中には、トン村をとりまく社会経済的条件の変化によるもののがかなりあった。

例えばAの1から12のケースやBのケースは、子供の労働力が農外に流出していたり、同居に関する規範意識が変質したことなどによって形成されたものである。このような農外就業機会は、工業化の進展によってとりわけこの20年ほどの間に拡大したのだった。しかもそれはバンコクに集中し、主に未婚の10～20歳代の労働力を大量に吸収した。この年代の村人の5人に1人は、現在または過去1年間に出て稼ぎをおこなっている。その結果、トン村においても、基幹的農業労働力の供給体制に乱れが生じる世帯が多く現れた。

あるいはC, D, Eのケースでは、土地の希少性が高まったことから共同耕作が形成されている。土地の希少化は、人口増大のほかに、市場向け農業生産が拡大した結果もたらされたものである。すなわちトン村では1960年代後半以降に、ケナフやキャッサバといった商品作物が急速に普及し、それが周辺の未開墾地をほぼ消失させていた。

このように経済開発にともなう社会経済的条件の変化が、共同耕作の形成条件に影響を与えている事例は、合計22ケースにのぼる。その一方で、A-13から16までのケースや、F, Gなどのように、経済開発による環境変化と直接関係なく引き起こされた共同耕作もあるが、その数は13ケースにとどまつ

ている。

トン村をとりまく新たな経済的条件は、近親世帯を共同耕作に結びつける条件にも影響を及ぼしている。例えばA-6のケースでは、親はもし農地の經營権を子供に分け与えると、子供からの扶助を得られないとすら感じている。これはやや極端な例としても、AやEのケースに共通するのは、親子の精神的紐帶に依拠するのみでは、子供からの協力は十分に引き出せないという意識である。

一方、子供の世帯は、農地の開墾による取得可能性が消失し、地価が上昇して購入も容易ではなくなった状況にある。また農外就業機会も、トン村周辺では低賃金で不安定なものしかない。バンコクの就業機会も、長期的に安定した雇用を保障するものでないことが多い。1989年時点でのトン村における子供の世帯にとって、農地の確保は経済的再生産を確保するうえで未だ不可欠の条件であった。子供としては、できるならば独立の經營権を得たいと思っているが、親が分与してくれない以上、親との共同耕作に参加せざるをえない。こうして、親は農地という物的要素を梃子として、子供を共同耕作という協同組織に結びつけねばならないし、またそれが可能となつたのである。

2. 共同耕作の「伝統」形態

前章では共同耕作の多くが、現在のトン村をとりまく社会経済的条件に規定されて発生していることをみた。その社会経済的条件とは、過去30余年間の経済開発の過程で形成されてきたものである。そのことは、以前の共同耕作が現在とは異なった契機で形成されていた可能性を示唆する。しかし当時の記録は存在しないので、ここでは村人からの聞き取りをもとに、農地の権利委譲が過去においてどのようになされていたかを検討したい。その際、なるべく古い時代の状況を知るために、1989年時点で60歳以上の人の対象にして、聞き取り調査をおこなった。

1989年のトン村の全戸調査で把握した60歳以上の村人126人のうち、わずかでも聞き取りができたのは62人である。事例の数を増やすため、調査では回答者のキヨウダイのケースについても共同耕作の有無を聞いた。したがって、直接の回答者は60歳以上でも、そのキヨウダイの中にはより若い人もいるので、得られた情報は必ずしも30年前のものとはいえない。62人の回答者のうちキヨウダイ関係にある回答者の重複を除くと、有効な回答の得られたキヨウダイは50組で、キヨウダイの人数は241人。そのうち世帯分けをしたのは229人（女性は97人）であった。

さて世帯分けをした子供のうち、娘に限ると97人中9人しか共同耕作を経験していなかった。逆に、世帯分けと同時に農地分与を受けたという者は49人確認できた⁽¹²⁾。このように量的にみると、世帯分けに際して少なくとも農地の利用権を分け与える場合の方が一般的であって、共同耕作という形態をとるのはむしろ少ないことがわかる。

では共同耕作をおこなった世帯は、どのような事情からそのような経営対応をとったのであろうか。共同耕作をおこなったというキヨウダイのいた全事例（女子9例、男子2例）について、その理由を整理すると次の3点になる。一つは同居していた子供夫婦が世帯を分けるときに、別の子供夫婦が新たに同居せず、親の世帯で労働力不足が生じたというもの（3ケース）。第2は、親と同居した子供ないしその配偶者が農業に従事しなかったり、死亡するなどのため、親の世帯に労働力不足が生じたというもの（7ケース）。第3は子供の世帯で労働力不足が生じたもの（1ケース）である。

まず第1の理由は、すでに結婚・同居している子供と、次に結婚して同居するはずの子供との年齢が離れていたり、次の子供の結婚・同居が何らかの理由で遅かったために生じている。

TS（61歳女、以下年齢は1989年調査時のもの）の場合、すぐ下のキヨウダイたちは3人続けて男であり、TSが7年間同居のすえ世帯分けした時点で、妹のKM（49歳）はまだ結婚していなかった。そのため耕作は親との共同を続けた。その後KMが結婚し親と同居したが、KMの配偶者は溉灌局で雇われていて、あまり農業に従事しなかった。したがって親の世帯は労働力不足が続き、その間

TSは親との共同耕作を続けた。KMの夫が溉灌局をやめた時点で、この共同耕作は解消されている。

他の2ケースでも、世帯分けした子供の年齢と次に結婚し同居すると期待された子供の年齢差が、7歳、12歳と大きかった。

かつてこの村では、親と同居している子供夫婦は、代わりに結婚・同居するキョウダイが現れるまで同居を続けることが規範とされていた。実際、聞き取った中でも、妹との年齢差が大きかったり、妹の結婚が遅かったために10年以上の長期にわたり同居を続けた娘が12人いた。これらのケースの場合、次に親と同居した妹との年齢差は、最大22歳、最小で7歳である。またすぐ下の妹との間に弟が2人以上あった例が7ケースあった。したがってこのような規範意識は、共同耕作の発生を抑制する要素として働いたであろう。

第2の理由に該当する事例は、結婚・同居した娘の夫が農業にあまり従事しなかったり、死亡するなどで労働力にならなかったというものである。

KG(63歳女)は、妹WNの結婚で親の世帯から世帯分けした。ところがWNの夫は「やくざ者」(nak leng)であり、農業に従事しなかった。そのためKGは、WNの下の妹WTが結婚し親と同居するようになるまで、共同耕作を続けた。WTの方は2年同居したが、その妹SRの結婚を契機に世帯分けし、ただちに親から経営農地を与えられている。

このほかに、やはり娘の夫が「やくざ者」であったり、マリファナ中毒であったという理由で、親の世帯に労働力不足が起きた例が2ケースあった。また娘の夫が公務員であったため基幹的農業労働力とならなかった例が1ケースあった。残りの3ケースは、いずれも同居中の娘の夫がいなくなったり、死亡したというものである。

JI(64歳女)の長姉SMは、10年以上親と同居した後、妹のKOの結婚と同時に世帯分けした。同時に10ライ以上の農地を与えられ、親とは別々の経営をおこなっていた。ところがKOは子供を1人生んだ後死亡し、その夫は家から出てしまった。そこでSMは親の世帯と共同耕作を始めたのである。数年後、KOの妹JIが結婚し、その夫が親世帯の労働力に加わると、SMは共同耕作をやめている。

以上の2類型(10ケース)はいずれも親の世帯で家族労働力の不足が発生し

たものであるが、残りの1ケースは子供世帯での労働力不足が原因となって いる。

HM(62歳女)が結婚したとき、姉のLAは世帯分けし、農地も親から受け取って 独立の経営をおこなっていた。ところが、LAが病気になり、その世帯は労働 力不足となった。そこでHM夫婦が同居する親の世帯は、LAとの共同耕作をお こなった。その後LAが死亡すると、その夫は再婚して他村に移住したので、共 同耕作を解消した。

このように、トン村において以前に発生していた共同耕作のいずれもが、 親または子供の世帯での労働力不足が原因であった。恐らく旱魃などの事態 によって緊急避難的になされた短期間の共同耕作は、記憶されていないので あろう。かなりの長期にわたり共同耕作が続き、人々の記憶に留まるような ものは、おおよそ世帯内の労働力供給周期に何らかの乱れが生じたことが、 主な原因であったと考えてよからう。

このような労働力供給の乱れのほとんどは、世帯分けする子供夫婦に代 わって、新たな若年労働力が供給されないことによって発生している。しか し農外就業機会が限られていた時代に、親の世帯に新たに加わる労働力が農 外に流出したり、あるいは「やくざ者」で農業労働を忌避するといったこと は、例外的なできごとみた方がよからう。また当時は、代わりに結婚・同 居するキョウダイが現れるまでは、親との同居を続けるべきとする規範が あった。一方、子供の世帯で労働力不足が起きた例は、聞き取りでは1例のみ であったが、これは世帯分けした娘の病気という非常事態に対応したもの であった。このように、現在の60歳以上の村人のキョウダイたちが経験した 共同耕作は、個々の世帯の家族構成や労働力の質、あるいは子の早世などの アクシデントといった個別的事情によるものであった。世帯分けした娘の大 半が、共同耕作を経験せず、即農地の経営権を与えられていたのは、むしろ 当然といえよう。

かつての共同耕作が、現在のそれと同様に、子供世帯から親世帯への労働 力供給を主たる目的としているとしても、当時の農家が有した環境は、現在 とは大きく異なっていた。トン村の場合、先占の余地は1950年代まで残って

おり、70歳以上、あるいは60歳代後半の村民の中に、林地の先占を経験した人がいる。60歳代以下の世代の多くは、もはや先占可能地をもたなかつたが、当時の地価は畠換算でみた場合、現在よりもかなり安かつたので、購入によって調達することも容易であった。実際、40年ほど前に結婚したある村人は、世帯分けすると間もなく親が農地を売却してしまったため、自力で農地を入手しなくてはならなかつた。その際、日雇い賃金収入を貯めた金1200バーツで、水田（一部はまだ林地であった）17ライを購入した。当時の畠価水準でみると1ライの土地価格と畠100キログラムの価額がほぼ等しかつたことになる。ところが89年時になると、水田価格は1ライ当たり天水田でも3万バーツほどにまで上昇しており、約8800キログラムの畠に相当する。またかつては、土地に余裕のある地域への移住によって、トン村内での土地不足から逃れることも可能であったと思われる⁽¹³⁾。

このような土地条件のもとでは、親が子供世帯の労働力を引き出すために、親の所有地へのアクセスを強制力に使う条件に乏しくなる。つまり、当時の共同耕作は親子間の精神的紐帶により多く依拠しなければならなかつた。1960年代の屋敷地共住集団（本書でいう家族共同体）を調査した水野は、調査村の社会組織を成立させる原理を、「個人的な繋がりに内在する情緒的な連帶を基礎として協力と援助を交換」[水野1981: 209] するものと結論づけたが、トン村においても同様の状況があつたと思われる。

3. 社会経済的条件の変化と共同耕作

本節では、東北や北タイにおいて存在が指摘されてきた近親世帯間の共同耕作について、それがどのような理由から形成されるのかを、検討してきた。そこで明らかになつたことは、共同耕作が個々の農家のもつ経済的条件への合理的対応として形成されるということである。それゆえに、共同耕作という形の協同を必要とする世帯もあれば、経営受委託の形を初めからとるものもあつた。ではなぜ、家族周期の特定の段階（子供の世帯分け直後）に、共同

耕作という形の協同が高い頻度でみられるのだろうか。

すでに述べたように、東北タイの慣行的家族周期においては、結婚・同居している子供夫婦が世帯分けする際に、親の世帯から労働力供給主体の放出が起こる。とりわけ青年男子労働力は他の世帯員や雇用で代替しにくい労働力であるから⁽¹⁴⁾、世帯分けに際して代わりとなる家族労働力が供給されない場合、親の経営は生産力を突然に減じることになる。これまで共同耕作は親による子供世帯の援助と思われてきたが、むしろ親世帯の事情から子供の世帯分け時に共同耕作が形成されやすいのである⁽¹⁵⁾。

しかし本章でみたように、現在60歳以上の村人やそのキョウダイが自己の世帯を形成した頃には、青年労働力が農外に流出する機会は今と比べて少なく、また別の同居子が現れるまで同居を続けるという規範が比較的よく守られていたから、親の世帯での労働力供給の断絶が実際に起きる機会は、はるかに少なかったとみるべきであろう。

このような社会経済的条件は、過去30年余りの経済発展の過程で大きく変容した。まず工業化の進展で農外就業機会が増加した。とくに青年層には、バンコクなど都市部での就業機会が大きく開かれている。その結果、10代、20代の村人の5人に1人が出稼ぎをする事態が現れた。こうして、農家の中には青年男子農業労働力を継続的に確保できないものが現れた。

一方、トン村では人口増加により、すでに土地の希少性が高まっており、さらに経済成長の影響が地方へも波及したことで、土地の資産的価値は近年とみに上昇している。農外就業機会は増加したといつても、農業所得なしで安定的、長期的に農家経済を再生産できる状況にはなかったから、農地の生産的利用に対する需要は高い。このような状況変化によって、土地の分割をめぐって対立が起きるケースすら現れた。

このように、経済成長にともなって、農家の労働力や土地といった生産要素の処分、獲得について、市場機会が急速に増加した。しかし、それは共同耕作という近親間の協同を破壊するどころか、むしろ形成を促進する条件を作り出している。

また、形のうえでは同じ共同耕作であっても、そこに参加する近親の意識には変化がみられる。個別世帯が何らかの経営経済的問題に直面したときに、共同耕作という形をとつて協同組織を作るのは、家族共同体としての経済的再生産を確保すべきという規範が存在しているからであろう。このような規範は現在においても観察することができる。実際、旱魃に見舞われた近親世帯を援助するために共同耕作を形成したケースのように、個別世帯としては経済的損失となるにもかかわらず、共同耕作をおこなうものが存在していた。

しかし、新たな社会経済的条件のもとでは、共同耕作の多くが、個別世帯としての私経済的利益増大を直接的動機として形成されていることも事実であった。すなわち親の世帯は個別世帯としての労働力確保、また子供の世帯は土地へのアクセスの確保、というそれぞれの私経済的目標のために、共同耕作という対応をとっていた。その結果、協同組織の形成は、近親間の精神的紐帯にのみ依拠することができず、土地（ないし土地用益）という物的誘因を用いなければならなくなっている。

以上のように、トン村における経済環境の変化は、むしろ共同耕作の形成条件を作り出す方向で作用していたが、一方で人々を結びつけている要素には、利己的な側面が強まってきている。それは家族共同体としての協同精神が、村人の意識の中で崩れつつあることの反映でもある。現在のトン村における共同耕作は、このような二つの相反する作用をもたらす諸条件のもとで、成立しているといえよう⁽¹⁶⁾。

第3節 経営受委託と家族共同体

1. 農地の所有・占有と家族共同体

タイ農家の家族周期においては、親と子の世帯が農地の経営受委託関係を結ぶ段階を踏むことが一般的に観察される。このような経営受委託は、独立

表2-3 地方別にみた土地所有・占有証書の発行状況（1953年末時点）

(単位：1,000ライ，かつて内%)

	中 部	東 北 部	北 部	南 部	全 国
所有権を示す証書					
チャノート	12,123(76.9)	85(2.1)	233(25.1)	28(1.2)	12,479(54.3)
利用済み印付きトーチョン ¹⁾	507(3.2)	5(0.1)	25(2.7)	54(2.4)	592(2.6)
占有権を示す証書					
踏査地利用済み証書 ²⁾	312(2.0)	308(7.5)	56(6.0)	177(7.8)	853(3.7)
踏査証 ³⁾	2,727(17.3)	3,694(90.3)	616(66.3)	2,025(88.7)	9,060(39.4)
合計	15,780(100.0)	4,091(100.0)	929(100.0)	2,283(100.0)	22,983(100.0)
農地=100とした比率	76.8	17.7	25.3	32.0	42.2
農地面積	20,535	23,118	3,674	7,142	54,469
国土面積	106,029	106,391	64,962	43,868	321,250

(注) 1) tra chong thi tra wa tham prayot laeoのこと。

2) thidin nam khun thabianのこと。

3) bai yiap yamのこと。

(出所) [Thailand, DOL 1954: 20] の後に付された表より筆者集計。

農地と国土面積は [Thailand, OEA 1994] による。

の世帯をもった子供に対して、親が農地の利用権のみを与え、所有権を保持することによって発生している。したがって、これは農地の所有権と利用権が分離していることを前提条件とする。

しかし、土地の利用と所有の分離は、タイ農村において超歴史的に存在したものではない⁽¹⁷⁾。まず土地法制上では、実質的な所有を認定する証書は、中下部を除くと1950年代までほとんど普及していなかった。表2-3は、1953年時点の土地証書類の発行状況を地方別にみたものである。土地法典の制定・施行が54年なので、これはその前夜の状況を示しているといえよう。当時、私的に占有された土地面積が不明なので、証書の出された土地がどれくらいの比重を占めるのか、正確な数字はわからない。そこで当時の農地(農場の宅地を含む)面積を100とした場合の比率を計算すると、中部を除けば2~3割といったところである。民有地は農地以外にもあるので、実際の土地証書類の発行面積比率は、これよりも低くなるはずである。

このような状況のもとで、もし所有と利用の分離があるとすれば、農民自身の認識の中で、そのような分離が起きている場合であろう。すなわち世帯分け後に自分の耕地を与えられた子供が、その所有権については未だ親ないし家族共同体に帰属している、と認識している場合である。もしそうだとすれば、親の死亡前後に改めて所有権の委譲を親から言い渡されたり、家族共同体内で合意したりするということになる。

しかしこのような仮定には無理があるようと思われる。未占有の土地が豊富に存在していた環境のもとで、親ないし家族共同体が土地の利用権のみ分け与えて、所有権を保持する必要性がどれだけあったか疑問である。かつて子供の世帯は、親ないし家族共同体の農地配分に依拠しなくとも、自ら先占することによって土地資源にアクセスできた。実際トン村でも、親と同居中の子供は農閑期を利用して自分の土地を先占して開墾することがあったという。東北タイのボープ村では、1945年頃に先占可能地が消滅する以前は、子供夫婦は世帯を分けると自分の土地を先占していたとされる [Chulaporn 1986: 41]。同様のこととは北部[Anan 1984: 60] [Moerman 1968: 97]、中部[Sharp et al. 1953: 78] [Kaufman 1977: 29] でも報告されている。また実質的に長年利用している土地について、わざわざある時期に、「今から所有権を分ける」と宣言する（改めて合意する）のも奇妙に思われる。したがって無償で土地を利用させるために土地を分与したことで、実質的には所有権も分けたとみてよいのではなかろうか。つまり、現在われわれが観察しているような所有権と利用権が明確に分離されている無償農地受委託は、家族周期の一段階として存在しなかったということになる。

しかしその場合の所有権とは、家族共同体の社会的規制からまったく自由な私的権利と理解すべきではない。現在においてすら、親子の世帯群の間で、相互扶助的な目的のために私的所有権を制限する行為がみられる。例えば、所有権を得た子供どうしで無償の経営委託が起きている。トン村では11例が観察されたが、これらの理由をみると、雨不足のために収穫が激減したキョウダイを援助するため水利の良い水田の一部を耕作させていたり、労働力不

足が生じて耕作しきれなくなった土地をキヨウダイに委託している、というものがある。前節で詳しく検討した共同耕作の中にも、所有権を得た後に親やキヨウダイの労働力不足や所得不足を援助するため、共同耕作を開始した例がみられた。あるいは所有農地の販売に際しては、親キヨウダイにまず交渉することが望ましいとする規範意識や慣行の存在が報告されている [Moerman 1968: 105] [Anan 1984: 211-212] [宮崎1987: 4-5]。同様の観念は、トン村においても聞き取ることができた。

また、親から子への土地配分量にも、家族共同体の相互扶助の必要から配慮が加えられる。例えば農外収入があったり、配偶者の親から土地が得られるような子供に対しては、分配が少なくなることも当然であった。逆に息子が婿入り先で十分な土地が得られないときに、その息子にも土地を配分することもあった。タイの慣行的相続制度を「均分」相続とする見解が一般的であるが、この「均分」の意味は、量的、価値的な均等性を意味するというよりも、再生産水準が結果的に平等化するという意味で理解すべきであろう。すなわち「実質的平等」[大塚1969: 49] の原理がそこには働いているのである。ただし、親に対する貢献度や愛情の程度も考慮されるから、「実質的平等」原理のみで配分が決定されるというのではない⁽¹⁸⁾。

これらの行為が導かれるのは、家族共同体構成員の再生産を全体として確保するために、土地の配分、再配分における私的権利が制限されているからである。したがって、土地の私的権利に関するこうした制限は、一つの家族共同体が再生産を共同で確保する必要がなくなったときに解消する。つまり子供たちがそれぞれ親から土地を受け取るか、他の方法で土地を入手したり、あるいは農地以外の「たつき」を得て経済基盤を確立したときに、この家族共同体は解消する。

以上のような家族共同体をめぐる環境に二つの変化が訪れる。一つには、土地制度において、所有、占有を証明する証書が普及しはじめたことである。とくに1970年代には、No. So. 3Ko. と呼ばれる地図付きの土地利用済み証書が大量に公布された。89年時点で、民有地の72%に、所有ないし占有を公

的に認定する証書が出されている [Thailand, DOL 1989: 59]。それは、土地の所有と利用を区分する明瞭な標識を付与した。こうして、親が土地の所有ないし占有証書を保持したまま、実際の利用のみ子供に任せることの状況が現れる。

二つには、土地の希少性がこの間に高まっていたことがあげられる。土地にもっとも余裕のあった東北タイでさえ、1960年頃までには新たな先占の余地は、ほとんどなくなっていた。北部や中部では借地農が増加し、地代も次第に上昇していった⁽¹⁹⁾。このような土地・人口比率の変化に加えて、市場経済の農村への浸透によって農業生産や海外出稼ぎのための資金需要が高まり、土地所有権が担保として重要になった。また、開発とともに地価上昇が、土地を資産としてみる観念を強化した。土地を生産的に利用しない子供すら、土地の相続を要求するようになる。土地は、所有すること自体によって経済的利益を生み出す財となった。

以上のような土地制度と土地の需給バランスに起きた二つの変化の故に、農地の受委託関係が、家族周期の一段階として明瞭に意識されるようになった。ここでは土地という物的資源が、親と子の世帯群を結びつけている。親は土地所有・占有権を保持しつづけることで、子供世帯からの資源移転を期待しようとする⁽²⁰⁾。逆に子供はなるべく早い相続を求めるようになる⁽²¹⁾。なぜならば土地の私的所有権へのアクセスが、子供の世帯にとって家族共同体に留まる目的になっているからである。また子供は資産としての土地を求めるので、農業生産上の必要度とは関係なく、土地の均分を求めるようになる。中部タイのランレーム区で北原らが得たデータを集計し直すと、世代が下がるにつれて農地が面積でみて「均分」されたケースが多くなり、相続した農地面積のキヨウダイ間格差も縮小する傾向にある⁽²²⁾。これは実質的平等が形式的平等へと移りつつあることを示唆するのではなかろうか。

2. 有償経営受委託の形成条件

前項で主に議論した無償の経営受委託では、親と子の世帯は各々独立の經營体となっており、土地の所有利用関係にもとづく経済関係は、通常表にでない。むしろ、親子の協同的な経済関係は、「無償の土地利用権移転」という事実によって理解される。

これに対して北部や中部では、親子間で地代を徴収する形のものがかなり存在する。つまり、地代の徴収という形で、親子世帯間での土地を媒介とした経済的関係が顕示的になっている。ただし、土地所有・利用関係がすべて協同的なものとはいえないから、近親間とそれ以外の間で農地貸借のあり方に違いがあるのかを、まず検討する必要があるだろう。

筆者の北タイでの調査村、ターカーム村の事例から紹介しよう。この村では経営農地をもたない世帯が、全世帯の32%を占めており、他の北タイの村同様、農地不足は明瞭である。さらに経営農地のある世帯中、41%が何らかの形で他世帯の農地を使用していた⁽²³⁾。農地の所有利用関係には以下の四つのタイプがみられる。

一つは刈分け (pha koeng) の形をとるもので、収穫を地主と耕作者が折半する。これは主に雨期稻作に用いられる。二つめは無償委託であり、ほとんどの場合、水田乾期作の大豆栽培に適用される。したがって雨期稻作を刈分だけで、裏作の大豆を無地代で貸借する、というのが、この村でもっとも多くみられるパターンである。三つめは定額地代 (カーフア, kha hua) をとするもので、稻作、大豆作のいずれにも用いられている。四つめは共同耕作であり、もっぱら稻作で用いられている。

さて表2-4は土地の所有者と利用者の続柄別に土地貸借の内容をみたものである。親子とそれ以外を分けてみると(この村ではキヨウダイ間の土地所有利用関係はなかった), 次のような特色がみてとれる。まず親子の場合、雨期稻作で共同耕作したり定額地代をとる形態がみられるのに対し、それ以外の続柄にある世帯間では皆無となっている。共同耕作の場合、稻作経費は親子で

表2-4 ターカーム村での続柄別にみた農地所有
利用関係および借地条件の違い

地主の続柄	親	その他 親戚	他人
雨期稻作での地代形態（ケース） ¹⁾			
刈分け	4	4	12
定額地代	4	0	0
共同耕作	6	0	0
無地代受委託	1	0	0
その他	1	0	1
合計	16	4	13
大豆作での地代形態（ケース） ¹⁾			
刈分け	0	0	0
定額地代	3	1	5
共同耕作	0	0	0
無地代受委託	13	6	11
その他	0	0	1
合計	16	7	17
大豆作での定額地代額の分布（バーツ／ライ）	200～ 500	750	250～ 1,250
大豆が無地代の面積比率 ²⁾			
100%	2	3	3
50～99%	2	1	5
0～49%	0	0	4
合計	4	4	12
雨期稻刈分けの場合の地主の費用負担（ケース） ¹⁾			
耕起費用と労賃の半分	1	0	0
耕起費用の全部	1	0	0
耕起費用の半分	1	2	10
耕耘機のみ提供	1	1	1
地主負担なし	0	1	1
合計	4	4	12

(注) 1) 1契約につき1ケースとしてカウントした。

2) 雨期に稻作用に借りた面積のうち、乾期作の大豆を無地代で作付できた面積の比率。

(出所) 筆者調査。

共同負担する形になるし、また同じ倉に入れて必要に応じて飯米を確保できるので、刈分けよりも子供に有利であろう。定額地代は刈分けに比べ地代がはるかに安い。

大豆作については、続柄を問わず無地代ないし定額地代となっている。定額地代をとる場合、親子の場合は極めて名目的であるが、それ以外の間ではかなり高いケースがある。また、雨期作用に貸し出された水田面積すべてが、その裏作において無償で大豆用に貸し出されるわけではない。その点を続柄別にみたのが表の第4項目であるが、他人間の場合、50%未満しか耕作させない例がみられた。刈分け稻作の場合の地主の費用負担率も、地主が親の場合に、より高くなる傾向があるようだ。このように同じく稻作の刈分けと大豆での無地代耕作を組み合わせた場合でも、契約関係の細部において親子の場合では、それ以外の関係にある世帯間に比べて、子供の負担を軽くする工夫がみられる。

このような地代率にみられる傾向は、他の調査によっても指摘されている。チェンライ県の村を1960年代に調査したモアマンは、親族からの刈分け地代は収穫の3分の1ないし5分の2であるのに対し、非親族からのはほぼ2分の1になっているとしている [Moerman 1968: 112]。

地代形態にも親族間とそれ以外では違いがみられる場合がある。チェンマイ盆地の農村を調査した木村によると、親の土地を耕作する場合、地代は刈分けないし無地代となるのに対し、非血縁者からの借地の場合、定額金納が多くなるという [木村1993: 60]。地代率にしてどちらが高いか不明であるが、親子間の場合では収穫が落ち込んだ場合のリスクを地主と小作で負担する工夫がなされていると理解できよう。このようなリスクの共同負担は、不作の場合の減免措置が親子の間で行われることにも表れている。例えばチェンマイ盆地の農村を調査した関によると、不作のときや収穫物が売れないときは、あらかじめ定められた刈分け地代を免除するという [関1986: 13]。同じくチェンマイ盆地にあるアナンの調査村では、1930～50年代の間に小作側の負担が増加していったが、その場合でも地主である親世帯は不作の際に地代率

を下げるやることがあった [Anan 1984: 205]。また地主の世帯が、「小作の援助と監視の意味で」家族労働力を田植えや刈取りに提供していたという。このように農業経営のリスクを親と子の世帯が協同で負担し、場合によっては経営管理を「監視」(親の世帯の部分的経営参加)するというのが、親子間土地貸借の特徴であった。

刈分けをおこなっていた親子の世帯は、親が高齢になるとわずかな定額地代(カーフア)を支払う関係となる。そして親の死亡を契機として農地が子供に相続される。この点からも、親子世帯間の土地貸借関係は独立の個別経営間でなされる賃貸借ではなく、家族共同体内でなされる有償の経営受委託とみる方が理解しやすい。

ではなぜ北部では有償という形をとるのであろうか。それを再びターカーム村の事例から考えてみよう。図2-1は刈分け関係にある親子の世帯が、彼らの経営する農地から得られる収益を、どのように分配しているのかをみたものである。図の中央に経営部門(耕種のみ)と面積が記されており、そこから得られる成果が矢印で示されている。左右両方に矢印が出ている場合には、子から親に地代支払いがなされていることを示す。稲作の場合、飯米確保を優先するものとして、年間1人当たり白米180キログラムを確保できる場合には、余剰を市場で売ると仮定した。そしてその販売代金と大豆やその他の畑作部門で得られる現金収入を合計して、1人当たりで示した(枠で囲った部分を参照)。

この図には4組の親子の世帯における耕種部門の収支が示されている。親の世帯をみると、ケース3以外は飯米を一応確保していることがわかる。しかしその余剰は、ケース4を除くとわずかであり、現金化して他の現金収入と合わせても2000バーツを超えない。

子供の世帯は、村外にあるためデータの得られなかったものを除くと、いずれも180キログラムの飯米を確保できず、現金収入も親に比べて低い。親との雨期稲作の刈分けがなければ、飯米生産は全く不可能となる。現金収入にしても、そのほとんどが親から無地代で預けられた水田裏作(すなわち大豆作)

図2-1 ターカーム村の親子間割分け型有償経営受委託事例における収益分配状況

ケ ス	親 の 世 帯			経営部門 ⁴⁾ と 面積(ライ)	粗 収 益 (粒量, ハーツ)	経費差引後の 量(粒), 領 ³⁾	子 供 の 世 帯	世帯員1人当たり の量(白米, 領 ²⁾)	世帯構成 ¹⁾
	世帯構成 ¹⁾	世帯員1人当たり の量(白米), 領 ²⁾	経費差引後の 量(粒), 領 ³⁾						
1	夫58(農) 妻46(農) 息子20(学) 孫4(学) 娘30(常勤)	990kg 198kg B587	990kg ← 1,650kg ← 1,650kg → 990kg → 165kg 1,980kg ← 3,300kg ← → 別の子と共同耕作 2,933ハーツ ← 5,866ハーツ ← 大豆； 3 500ハーツ ← 500ハーツ ← 畑地； 18	稻作； 5 大豆； 3 稻作； 4 稻作； 5 稻作； 2	粗 収 益 (粒量, ハーツ)	経費差引後の 量(粒), 領 ³⁾	子 供 の 世 帯	世帯員1人当たり の量(白米, 領 ²⁾)	世帯構成 ¹⁾
2	夫74(農) 妻65(無) 娘22(日雇) 娘婿33(日雇) 孫7(学) 孫4(学)	105kg 133kg 飯米計238kg 余剰416ハーツ 現金計406ハーツ	1,257kg ← 1,600kg ← 1,600kg → 1,600kg → 160kg 1,600kg ← 1,600kg ← 6,696ハーツ → 3,348ハーツ → 1,116ハーツ 0kg → 0kg → 0kg → 0kg	稻作； 4 大豆； 2 稻作； 2	粗 収 益 (粒量, ハーツ)	経費差引後の 量(粒), 領 ³⁾	子 供 の 世 帯	世帯員1人当たり の量(白米, 領 ²⁾)	世帯構成 ¹⁾

(注) 1) 烧柄に続く数値は年齢を示す。かっこ内は主要な職種(農:自家農業、常勤:恒常的勤務、日雇:日雇い労働、自:自営、学:学生、無:非就業)。

2) 大人子供の区別なく、世帯員数で割った数値(概算3.5バーツ/kg)。「現金計」とは「余剰」を含めた耕種部門の現金所得。残る粒を販売した場合に得られる金額(概算3.5バーツ/kg)。

3) 伴作性質が、小明の場合は所傳率を二事例。大島の場合は所傳率を三事例。

4) * 印は子供正帝の所有墓地。無印は親王帝の所有墓地。

からのものである。

もし親が刈分けではなく無地代委託をした場合にはどうなるであろうか。例えばケース 1 でみると、子供世帯は 1 人当たり 330 キログラムの白米を得て余剰を販売すれば、1 人当たり 1050 パーツの追加現金収入を得られることになる。しかし親の世帯では飯米の余剰がほとんどなくなり、現金収入は半分近くまで減少するであろう。ケース 2 では、親が子供(養子)に雨期稻作 4 ライ分の刈分けをさせているが、同時にさらに 2 ライを耕作させ収穫をすべて納めさせている。子供世帯はいわば 2 ライ分の労働奉仕をしている格好だが、こうすることによって親は飯米を確保でき、子供ももう少しで自給できる程度の飯米を得ている。

これらを図 2-2 に示した親子間以外の刈分けのケースと比べてみよう。ここで顕著なのは、地主の経済的性格の違いである。ケース 2 を除いて地主の所有農地は多く、それらからあがる地代収入だけでも 1 人当たり 2000 パーツを超えており。ケース 1 はもと公務員の妻とその妹が、買い集めた農地を貸し出して、その地代で生活しているものである。ケース 3 の地主 A は精米所を兼営しており、ケース 3 の地主 B およびケース 4 の地主は小売り店を営む。いわば村人からナーサイ・トゥン(資本家)と呼ばれる世帯である。

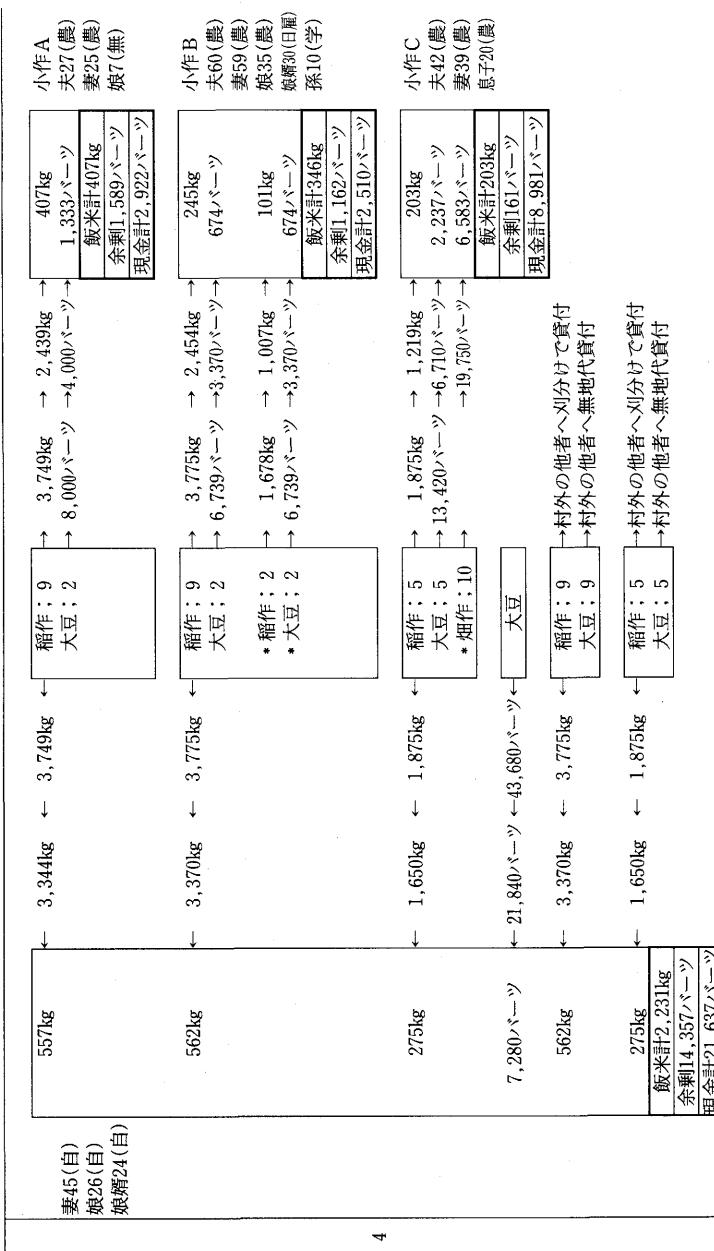
こうして同じく刈分けをおこなっていても、図 2-2 の世帯は土地を生産的目的に用いる動機を失いつつあるものが多いのに対し、図 2-1 の世帯は、農家としての再生産を子供世代とともにおこなわねばならない。親子間の農地貸借は、子供世帯への土地資源移動であると同時に、親が再生産を全うするための子供からの資源移動でもあった。

このような親子の経済的関係は、親子世帯間で地代が発生するようになった歴史的背景からもうかがうことができる。アナンによると彼の調査村では、19世紀の末頃まで、子供の世帯も自分で土地を占取することができた。ところが未開地が消滅すると、親族で土地を共有し共同耕作する世帯が現れた [Anan 1984: 127]。また子供に農地を分与する場合でも、親は見返りとしてカーフア(定額地代)をとるようになった。この場合カーフアの率は、収穫の

図2-2 ターカーム村の刈分け賃貸借事例における収益分配状況

ケ ス	地主の世帯		経営部門 ⁽⁴⁾ と 面積(ライ)		小作の世帯			
	世帯構成 ⁽¹⁾	世帯員1人当たり額 ⁽²⁾	経費差引後額 ⁽³⁾	粗収益 (バーツ)	粗収益 (バーツ)	経費差引後額 ⁽³⁾	世帯員1人当たり額 ⁽²⁾	世帯構成 ⁽¹⁾
1	夫68(無) 妻59(無)	680kg	2,721kg	2,901kg	稻作: 4 大豆: 2	2,901kg → 1,886kg → 6,864バーツ → 3,432バーツ → 水田: 9 大豆: 2	189kg	夫58(農) 妻42(農) 娘21(無) 娘婿26(日雇) 娘23(日雇)
		2,750バーツ 750バーツ	5,500バーツ ← 5,500バーツ ← 1,500バーツ ← 1,500バーツ ←			→村外の他者に質入れ	686バーツ	
				飯米計680kg			飯米計189kg	
				余剩13,500バーツ			余剩63バーツ	
				現金計7,000バーツ			現金計1749バーツ	
2	夫66(無) 妻63(無)	242kg 375バーツ	1,935kg ← 1,500バーツ ← 1,500バーツ	2,250kg	稻作: 7 大豆: 7	稻作: 7 大豆: 7	→村外の他者へ刈分けで貸付け →村外の他者へ定額地代貸付け	
		飯米計242kg						
		余剩434バーツ						
		現金計1809バーツ						

地主A 夫36(農) 妻36(農) 娘18(学) 娘13(学)	200kg	← 1,600kg ← 1,600kg ← 稲作； 8	→ 1,600kg → 960kg → 96kg	夫58(農) 妻40(農) 娘23(日雇) 娘21(日雇) 息子15(学)
	125kg	← 1,000kg ← 1,000kg ← 稲作； 5 大豆； 3	→ 他者と刈分け →他者に無地代貸付	
3 妻58(自) 孫5(学)	375kg	← 3,000kg ← 5,000kg ← 稲作； 7 大豆； 8	→ 23,400バーツ → 11,700バーツ → 2,340バーツ	
	4,388バーツ	← 17,550バーツ ← 35,100バーツ ←		
地主B 妻35(自) 孫5(学)	183kg	← 730kg ← 1,000kg ← 稲作； 5 大豆； 4	→ 1,000kg → 650kg → 65kg	
	1,250バーツ	← 2,500バーツ ← 2,500バーツ ←	→ 3,350バーツ → 1,675バーツ → 335バーツ	
3 妻58(自) 孫5(学)	177kg	← 706kg ← 1,021kg ← 稲作； 7 大豆； 7	→村外の他者と刈分け →村外の他者に定額地代貸付	
	1,250バーツ	← 2,500バーツ ← 2,500バーツ ←		
3 村外の地主と刈分け	1,260バーツ	余乗1,260バーツ		
	3,760バーツ	現金計3,760バーツ		
3 * 稲作； 3 * 大豆； 1 * 園地； 20	600kg	→ 360kg → 36kg	→ 4,389バーツ → 878バーツ	
	8,775バーツ	?	→ 1,200kg → 720kg → 72kg	
3 * 稲作； 3 * 大豆； 1 * 園地； 20	2,925バーツ	?	→ 1,463バーツ → 293バーツ	
	1,750バーツ	?	→ 1,750バーツ → 350バーツ	
金計269kg 余剰623バーツ 現金計4,819バーツ				



(注) 1)～4) は図2-1を参照。
(出所) 答者調査。

半分未満だったという。カーフアとは、もともと19世紀末に、ランナータイ王朝の王族がその領地を耕作する農民に課した定額地代であった [ibid: 203]。やや後になって不在地主が徴収する小作料も定額でカーフアと呼ばれた。このようにもともとは小作の経営を十分監督できない地主が用いた地代形態を指す呼称であったものが、親子間の定額地代にも用いられるようになったとされる [関1992: 98]。同様のことはターカーム村の古老からも聞き取ることができた。

さらに1920年代末には、アナンの村にも刈分け地代が導入される [Anan 1984: 200]。刈分け地代の徴収も、もともとはランナータイの王族によって始められたものであったが、それが親子間での地代形態として1930年代までに一般化したのであった。

こうして農地の希少性が高まるにつれて、まずカーフア、次に刈分け地代が親子世帯間に普及した。このことは現在のターカーム村において、農地からの成果をすべて子供の世帯に譲ると、親世帯の再生産が困難になる状況の中で、刈分け地代が選択されていたことと符合する。そして親が高齢になり同居する子供が世帯主となる頃には、わずかのカーフアをとるだけになる。これは親のいる世帯と世帯を分けた子供の世帯とがほぼ同じ消費規模になり、また社会的地位に立っているためであろう。

同様の周期的变化はコーベンや関の調査でも指摘されている。コーベンの村では、親が老いてくると刈分けの地代率が下がり、片親が死ぬと定額小作へ移行するという [Cohen 1981: 185]。また関が紹介する1960年代のカーフアの事例をみると、そのほとんどが片親が死亡している家族共同体で起きたものであったが[関1992: 98]、この段階では親扶養の経済負担は小さくなり、世帯間の社会関係でもキョウダイ関係の方が優先することが要因ではなかろうか。

逆に、子供が「(経済的に) かわいそうな状況」にある場合には、子供に農地を分与したときから、カーフアの形で地代をとることもあるという [ibid]。ここにも地代徴収が家族共同体としての再生産という目標に規制さ

れている事実をみることができる。

第4節 おわりに

——家族共同体の土地利用協同とその歴史的条件——

タイ農村においては、親と子の世帯群が協同でその再生産を確保しようとする行動がみられる。本章では、そのような世帯群を家族共同体と呼んで考察の対象としたが、タイの農家に特徴的なのは、その世帯群において、土地の利用をめぐる協同関係が顕著に現れることであった。そこでわれわれは、なぜある特定の形をとて、これらの世帯群の土地に関する協同が現れるのか、という設問を立てた。

このような土地利用協同には、共同耕作と経営受委託の形がある。そこでさらに、(1)共同耕作がどのような理由で形成されるのか、(2)土地所有権の相続にいたる過程で経営受委託という形が現れるのは何故か、(3)経営受委託にも無償のものと有償のものがあるのは何故か、について検討した。そこで明らかになったことは、協同をもたらす要素としての社会経済的条件の重要性である。もちろん家族周期のあり方は文化的要素によっても規定されているであろう。しかしある家族周期の段階でとりうる選択肢の中から、ある形の協同が選ばれるのは、その家族共同体がおかれた社会経済的条件と経営経済的条件に規定されているためであった。一見「伝統的」な協同のようにみえる近親間の土地利用協同も、実は農家をとりまく環境の歴史性に規定されている。まず、現在の共同耕作の多くは、子供たちの労働力が農外へ流出したり、土地の希少性が上昇するという経済的環境変化の中で起きていた。一方、経営受委託の段階が現れるのは、土地の所有と利用とが分離されて意識されるようになって以後であろうと想像される。それは土地の希少化が進行するとともに現れた現象であったろう。そして土地の希少性がとくに高い地方では無償の受委託は不可能となり、有償の刈分けという形がとられた。

このような歴史的規定性は協同の形を定めるのみならず、近親親族を協同行為に結びつける要素にも影響を及ぼしていた。未占有の土地が豊かに存在した環境では、世帯を分けた子供が共同耕作に参加したり、あるいは占有権を分与した子供たちの協同性が保たれるためには、血縁に基づく家族共同体の精神的紐帶が重要であった。ところが土地が希少になってくると、土地を親が所有しているという事実が、世帯を分けた子供たちを結びつける要素として意味を増してくる。子供は土地が得られるかぎりで家族共同体の協同行為に参加し、親は土地を梃子にして子供を協同行為につなぎとめる。

もちろん、これらの条件変化が、家族としての紐帶を完全に切断してしまうものではなかろう。親が子供の再生産確保を願う気持ちが、市場経済の浸透によってまったく消え去るということは起こりそうもない。しかしながら、親族の関係も超歴史的に不变のものではありえない。個別世帯は家族共同体の一部としてではなく、私経済単位としての利益をますます追求するようになった。血縁という結びつきを、土地や労働力という物的資源にアクセスする手段とする傾向が、タイ農村の家族共同体の中で強まりつつあるように思われる。

[注] —————

- (1) タイ農村の家族を世帯を超えた親族グループ、ないしつながりとみる発想は、[竹内1985] [口羽、前田1980] [坪内、前田1977] [Lefferts 1974] [Smith 1973]などにもみられる。Ananはこれをdomestic groupと呼び、独立自営農民が現れる以前の共同体とみている [Anan 1984: 130-131]。
- (2) 共同体はその構成員にとっては所与のものであるから、そこで協同行為も伝統的なにされるものと考えられやすい。筆者も家族共同体での協同が基本的には家族共同体の再生産という目標に導かれたものであることに異論はないが、この目的のためにどのような協同行為が選択されるかは、共同体が抱えた経済条件に規定されていると考える。なお筆者の知るかぎり、家族共同体の土地に関する協同行為について、その形成条件を論じたものは [Anan 1984] ぐらいである。
- (3) アユタヤ県の村を調査したパイカーの指摘 [Piker 1983: 91-92, 111, 113]。バンチャン村を調査したガモンも、新居制をとった30ケースのうち20ケース

が、土地に余裕のあった1932年以前に結婚したものであるとしている。同時に土地のない労働者、貧農世帯で新居制をとるものが多い、とも述べている [Kamol 1955: 82-85]。親との同居というパターンは、開墾余地がなくなり、かつある程度の土地が親から相続可能な社会経済的条件のもとで作られたパターンなのかもしれない。

- (4) 中部タイ・デルタのバンチャン村では、かつて子供は自分の世帯をもつと、自力で未開の林地を切り開き、農地を確保することが望ましいとされていた [Sharp et al. 1953: 78]。あるいは、トン村では子供夫婦が親との同居期間中、農閑期に未開の林地を切り開き、世帯分け後自分の農地とすることがあった。
- (5) 粮の分配方法は共同耕作に参加する子供の年齢によっても変化する。筆者がトン村の24ケースについて聞き取った範囲では、子供が35歳未満の場合、16ケースすべてが親の米倉に全収穫米を入れ、必要に応じて取り出しては消費していた。ところが35歳以上になると、8ケースのうち、3ケースで収穫後ただちに親と子の世帯間で分配していた。
- (6) これも子供の年齢によって経営権の所在に違いがみられる。表2-5は共同耕作をおこなう親と子の世帯間で、農業経営の権限と責任がどのように分担されているかを、主要な項目についてみたものである。これによると、子供が35歳未満では耕起作業や水管管理などを除くと、ほとんどが親の意思決定権限下にあることがわかる。なお田植え開始日の決定は、その後の雨の降り方次第でその年の収穫を左右するため、親が意思決定をしている場合が多い。

表2-5 共同耕作をおこなう世帯間での経営・作業・費用負担の分担状況

経営・作業・費用負担 の内容	子供世帯の世帯主年齢					
	35歳未満=18戸			35歳以上=12戸		
	親	子	親子	親	子	親子
田植え開始日の決定	13	3	0	5	4	1
耕起作業	1	11	3	0	6	2
肥料の決定	11	0	0	3	5	1
肥料の費用負担	12	1	3	2	4	3
経営外からの労働力調達	7	3	3	3	2	1
調達労働力の費用負担	8	2	1	1	2	1
水管管理の判断と作業	2	9	4	1	5	3
販売管理	3	1	2	2	1	0

(出所) 1990年3月の筆者調査。

- (7) 北原も中部タイでは共同耕作は一般的ではないとしている [北原1985b: 8]。
- (8) 「北原1987: 402」の表より計算。
- (9) これは巻末の資料CのA-13のケースである。
- (10) 老夫婦のうち夫のSAが重い病気になったので、その生前に分割しようと考えたのであろう。農地分割のための測量時には、病気を押して田まで出てきたSAが、杖をついて畦に立ち、分割を見守った。その後間もなく、SAはこの世を去った。
- (11) ただし、この世帯の場合、同居している娘の夫がつい最近まで中東に出稼ぎしていたり、息子がバンコクで働いているために労働力不足という事情もある。
- (12) 残りは、農地の分与がなかった者（12人）、不明（27人）であった。
- (13) トン村について、人々の移住の歴史を量的に把握するデータを筆者は有していないが、トン村と同じコンケン県内のドンデーン村[武邑1990: 208-257]、ドンポン村 [Lefferts 1974: 113-198] の事例が参考になる。
- (14) とくに耕起労働は、家族労働力としての若い男子が貴重である。
- (15) 世帯分け後間もない子供の世帯は、労働力が増加せず消費者のみ増加するから、鈴木栄太郎のいう「家族一人当たり生産力」が低い段階にあたる[鈴木1968: 283-286]。逆に親の世帯は、青年男子労働力の供給が続いて確保できれば、「家族一人当たり生産力」の高い段階を続けることができる。したがって家族周期の中で生産力の高い親世帯が、生産力の低い子供世帯を援助する、と理解されても不思議ではない。しかし、本章で示したように、実際には子供の多くは、労働力供給を極端に低下させるような非常事態が生じないかぎり、自己の労働力で経営管理をおこなってきていた。
- (16) このことは、条件変化によっては現在ある共同耕作も別の形の協同に転化したり、協同ですらなくなる可能性があることを意味する。例えばアナンは、北タイ、チェンマイ盆地の調査村において、農地の希少化が進むにつれて、まず親族間での共同耕作が起こり、次に親族間の刈分け小作へと変化していくと述べている [Anan 1984: 60-63, 127, 200]。東北タイでも集約的な農地利用が求められる環境が現れれば、共同耕作とは違った親子間の協同形態が生まれるかもしれない。
- (17) タイにおける私的土地位所有権の発生史については [北原1973, 1976] を参照されたい。私的所有権の法的な認知は、すでに1931年の地券交付法(Phra racha banyat ok chanot thidin <chabap 6> pho so 2479) で確定し、現在用いられている「1954年土地法典」に基本的に受け継がれている。1954年法によると、所有権を示すのは3種のチャノートであり、占有はbai chong, No.So.3, No. So.3Ko., bai tai suanの4種とされた [Banyat 1991: 122-123]。しかし土地所有者の側にしてみれば、占有のみを示す証書でも、証書をもたない者に対し

て優越した権利をもつわけで、それが法律上所有権を認めていなくても、問題は通常生じなかった。

これらの証書とは別に、地税の支払い証明書（Pho. Bo. Tho. 6）があり、こちらの方は1939年の地方行政法施行以後、全国で実施された。制度上は地税の支払い義務者は土地の「所有者」であるが、公的な所有権を得ていない土地を耕作する者が多いため、このような占有者からも徴収している [Aran 1961: 64–66]。いわば実質的な所有者から徴収するわけで、所有権が移転されていなくても、耕作者である子供が支払っている場合もある。

- (18) 老親を扶養した子供に、土地を多く配分するのは、このような貢献度を考慮した結果といえよう。しかし、親を扶養することで支出が多くなること（単に生前のみならず、死後の供養も含めて）を考えれば、再生産水準を平等化する方法の一つと考えられなくはない。
- (19) コーエンによると、チェンマイ県の調査村では、第2次大戦直前に1ライ当たり定額地代が70～100キログラム（収穫の30～40%に相当）から120キログラムに上昇し、さらに1952～55年頃には収穫の50%の定率地代に移行したという [Cohen 1983: 247]。中部タイ11県で65年と71年の地代を比較したチャイヨンらによれば、この間に定額現物地代が90キログラムから100キログラムに、現金地代の場合には66バーツから88バーツへ上昇したという [Chaiyong, Suthiporn 1974: 10]。
- (20) ケンプはピサヌローク県の調査村について、利用権のみの分与は親が子から奉仕を引き出すための方策（device）である、としている [Kemp 1976: 170]。
- (21) ドンデーン村の1987年における調査結果によると、「最近では、娘夫婦が親世帯から別居する際に、親に対して農地の譲渡を要求し、親もまたこれに答える傾向が見られる」し、また「農地譲渡を要求する息子も現れつつある」。その結果、本書でいう農地利用協同をおこなう世帯数が減少している、という [武邑 1990: 274–275]。
- (22) 北原は、調査地の主要親族グループごとに、子、孫、曾孫の世代の相続面積を記録している [北原1987: 371–376]。そこで同じ親から農地を受け取ったキヨウダイを比較して、「全員へ均分」と「1人以外均分」（「1人以外」とするのは、親の扶養をした子供が多く相続している可能性があるからである）のケース数を数えた。また、均分されなかったケースのうち、その面積格差の最大ケースと最小ケースそれぞれについて、相続した面積の格差をみた。それが表2-6である。

表2-6 ナコンパトム県ランレーム村における農地相続の世代間格差

世代	キヨウダイ世帯群の数				相続面積の格差 ¹⁾ (ライ)	
	合計 (グループ)	全員が均 等に相続	1人を除き 均分相続	その他	格差最大の ケース	格差最小の ケース
子	6	1	1	4	50	8.5
孫	12	4	3	4	9	1.75
曾孫	2	1	0	1	2	2
合計	20	6	4	9	—	—

(出所) [北原1987:371-376] のデータより筆者計算。

(注) 1) 格差なしのケースを除く。

(23) 借地、質請け、委託、共同耕作のいずれかの方法で、他農家の農地を利用していたのは29戸であった。